

受動喫煙防止対策の強化に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、受動喫煙防止対策の強化が検討されている。健康増進の観点はもちろんのこと、国際オリンピック委員会（IOC）は世界保健機関（WHO）と共同で「たばこのない五輪」を推進しており、近年の大会開催地における受動喫煙を防止する法の整備状況を踏まえると、次回開催国としても早急な対策が必要である。

こうした中、2016年10月に厚生労働省より「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」が公表された。このたたき台では、医療機関や小学校等は最も厳しい敷地内禁煙、運動施設や大学などは屋内禁煙をそれぞれ義務化する等、オリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準となる実効性の高い内容であり、その方向性を評価する。

しかし、一方、サービス業については、喫煙室の設置は認められているものの、原則建物内は禁煙としており、店舗の面積や構造、資金的な制約等、新たに喫煙室を設置することが困難な状況も懸念される。高知県内の飲食店等は小規模な店舗も多く、運営する事業者にとっては経営への影響も危惧されており、また、既に効果的な分煙対策を行っている店舗等であっても、改めて喫煙室を設置する費用負担が発生する可能性もある。

受動喫煙については、肺がんや脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクを高めるとの報告もあり、早急な対策が求められている。国民のさらなる健康増進のため、受動喫煙防止対策を推進するとともに、飲食店等のサービス業については店舗の実態や消費者のニーズ等を考慮し、対策の検討を行うことが必要である。

よって、国におかれては、次の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙を防止する法の整備状況を踏まえて、受動喫煙防止対策の強化を推進すること。
- 2 飲食店等のサービス業については、店舗の実態や消費者のニーズ等を考慮した支援制度の創設など、受動喫煙防止対策の内容を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 様